2019 年 11 月 28 日

JFS 規格(フードサービス）セクター：G監査及び適合証明プログラム規程 Version 1.0 案の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

１．目的

フードサービス（外食）関連事業は、食中毒の発生に占める割合が多く、リスクが高い業種です。2018 年 6 月の食品衛生法改正により、外食産業をはじめとするフードサービスにも HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の実施が求められることとなりました。

そこで、一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「協会」といいます。）では、このような法改正に対応するために、飲食店、給食施設、セントラルキッチン、仕出し弁当および弁当の製造施設、惣菜などの中食の製造施設を対象とした「JFS 規格（フードサービス）セクター : G Version 1.0［組織に対する要求事項］」（以下、「本規格」といいます。）を 2019 年 8 月 20 日に公表しました。

そして、この規格に基づいて監査及び適合証明をするために、「JFS 規格（フードサービス）セクター : G 監査及び適合証明プログラム規程 Version 1.0」（以下、「本規程」といいます。）の制定を、以下の通り提案します。

２． 本プログラム規程案の概要

（１）本規程案の構成

本規程は、本規格の監査及び適合証明を行うために、監査員及び判定員に対する要求事項や監査及び適合証明の仕組みを規定したものです。本プログラム規程の構成は以下のとおりとします。

- 監査会社への要求事項
- 監査及び適合証明
- 監査員・判定員についての要求事項
- 付属書１　要求事項対応表
- 付属書２　監査及び適合証明の業務手順
- 付属書３　フードサービスに係る業務経験（監査員・判定員への要求事項）

なお、本規程は、JFS 監査及び適合証明プログラム文書 Version 2.0（以下、「プログラム文書」といいます。）の特例を定めたものであり、本規程に定めのないものについては、プログラム文書の定めに従うものとします。

（２）監査会社への要求事項

本規格の監査及び適合証明を行う監査会社は、プログラム文書が定めた力量を有

することを協会が確認して承認する必要があります。また、監査会社は、本規格の監査業務に必要な力量を有した監査員及び判定員を擁していることが求められます。

（２）監査及び適合証明

フードサービスに対する監査及び適合証明に特有の事項として、本社と店舗との関係、適合証明書の必須記載事項、適合組織の登録についての特例を定めます。監査及び適合証明の業務手順の流れ（監査工数の算定基準を含む）については、付属書２に示します。

（３）監査員及び判定員の要求事項

本規格の監査及び判定業務は、JFS-A/B 規格（製造セクター）の登録監査員・判定員の他、飲食店や大量調理施設における業務経験、これらの店舗や施設に対する食品安全の監査、衛生検査、コンサルティング等の実務経験があり、協会がその実務経験の内容を確認した者が実施できることとします。ただし、監査員及び判定員は、登録に先立ち、協会が承認した食品安全研修及びフードサービスのための監査研修を修了しなければなりません。

以上